【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年５月９日
【会社名】	株式会社夢テクノロジー
【英訳名】	YUME TECHNOLOGY CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　本山　佐一郎
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎一丁目20番３号 （同所は登記上の本店所在地で実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
【電話番号】	03(3210)1230
【事務連絡者氏名】	取締役副社長　　金子　壮太郎
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式及び新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 株式　452,991,200円 第４回新株予約権証券　6,193,458円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 406,163,858円 （注）　行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加または減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

１【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	430,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は、100株となっております。

（注）１．新規発行株式（以下「本新株式」といいます。）の発行は、平成28年５月９日開催の取締役会の決議によるものであります。
２．振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

２【株式募集の方法及び条件】

（１）【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	―	―	―
その他の者に対する割当	430,600株	452,991,200	226,495,600
一般募集	―	―	―
計（総発行株式）	430,600株	452,991,200	226,495,600

（注）１．第三者割当の方法によります。
２．発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

（２）【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,052	526	100株	平成28年５月25日	―	平成28年５月25日

（注）１．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
２．発行価格は、会社法上の払込金額であります。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額であります。
３．申込みの方法は、申込期間に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものといたします。
４．本新株式を割当てた者から申込みがない場合は、当該本新株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

（３）【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社夢テクノロジー　管理部	東京都千代田区丸の内一丁目４番１号

（４）【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行　池袋支店	東京都豊島区東池袋１丁目１番６号

３【株式の引受け】

該当事項はありません。

４【新規発行新株予約権証券（第４回新株予約権証券）】

（１）【募集の条件】

発行数	3,802個（新株予約権１個につき100株）
発行価額の総額	6,193,458円
発行価格	新株予約権１個につき1,629円（新株予約権の目的である株式１株当たり16.29円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	１個
申込期間	平成28年５月25日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社夢テクノロジー　管理部 東京都千代田区丸の内一丁目４番１号
割当日	平成28年５月25日
払込期日	平成28年５月25日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行　池袋支店 東京都豊島区東池袋１丁目１番６号

（注）１．第４回新株予約権証券（以下「本新株予約権」といいます。）の発行については、平成28年５月９日開催の取締役会決議によります。
２．第三者割当の方法によります。
３．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに第４回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。
４．振替機関の名称及び住所は、以下の通りです。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号

（２）【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株です。
新株予約権の目的となる株式の数	１．本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は380,200株とする（本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」といいう。）は100株とする。）。但し、本欄第２項ないし第４項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 ２．当社が本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる１株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第３項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $$\text{調整後割当株式数}=\frac{\text{調整前割当株式数}\times\text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$ ３．調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第３項第(2)号および第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。 ４．割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨その事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使時の払込金額	１．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。 ２．本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式１株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」といいます。）は、金1,052円とする。 ３．行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第３項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」といいます。）をもって行使価額を調整する。 $$\begin{array}{c}\text{調整後}\\\text{行使価額}\end{array}=\begin{array}{c}\text{調整前}\\\text{行使価額}\end{array}\times\frac{\text{既発行普通株式数}+\dfrac{\text{交付普通株式数}\times\text{１株当たりの払込金額}}{\text{１株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数}+\text{交付普通株式数}}$$ (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合および調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。 ① 本欄第３項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。） 調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。 ② 株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

	③　本欄第３項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第３項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 ④　当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本欄第３項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。 (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が１円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。 (4) その他 ①　行使価額調整式の計算については、円位未満小数第３位まで算出し、小数第３位を切り捨てるものとする。 ②　行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第３位まで算出し、その小数第３位を切り捨てるものとする。 ③　行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の１ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。 (5) 本欄第３項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。 ①　株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 ②　その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 ③　行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額およびその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	406,163,858円 （注）　すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	１．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式１株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式１株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、本表別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。

	２．本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし（計算の結果１円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成28年５月26日から平成29年５月25日までとする。（但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。）
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	１．新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社夢テクノロジー　管理部 東京都千代田区丸の内１丁目４番１号 ２．新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 ３．新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行　池袋支店 東京都豊島区東池袋１丁目１番６号
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	本新株予約権の割当日から６ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができるものとする。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権１個につき本新株予約権１個当たりの払込価額と同額で、取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権には当該権利の譲渡が禁止される旨の制限が付されております。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）１．本新株予約権の行使の方法

(1) 本新株予約権の行使を請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。

(2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第３項に定める口座に入金された日に発生する。

２．株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

３．新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。

４．その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第１項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

（３）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

５【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
859,155,058	38,475,900	820,679,158

（注）１．払込金額の総額は、本新株式の払込価額452,991,200円に本新株予約権の払込金額の総額6,193,458円及び行使に際して払い込むべき金額399,970,400円の合計406,163,858円を合算した金額であります。なお、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。

３．発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用・弁護士費用4,542,900円、割当予定先等調査費用380,000円、新株予約権価格算定費用1,500,000円、有価証券届出書作成費用2,000,000円、フィナンシャル・アドバイザリー費用（株式会社ＡＤＣＣ－ＦＡＳ東京都千代田区九段北一丁目15番12号　代表取締役　星野智之）30,053,000円（内訳は、新株式発行時に14,055,000円を支払い、新株予約権の行使時に行使額の４％を支払う契約であり、全量行使の場合に15,998,000円）を予定しております。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

（２）【手取金の使途】

＜資金調達の目的及び理由＞

当社は、親会社である株式会社夢真ホールディングス（東京都千代田区丸の内１丁目４番１号　代表取締役社長　佐藤大央、以下「夢真ホールディングス」といいます。）を中心とする夢真グループに属しており、夢真グループは建築技術者派遣事業、エンジニア派遣事業及び人材紹介事業を主に営んでおりますが、当社は、同グループにおいてエンジニア派遣事業（注）を担当し、エンジニアアウトソーシング事業及びＮ＆Ｓソリューション事業を行っております。

当社の主力事業であるエンジニアアウトソーシング事業は、半導体、電気電子、機械、情報、化学等の各分野の技術を身に付けた当社社員（技術社員）が顧客企業からの研究開発業務へのニーズに応じて、派遣契約または業務委託契約により人材サービスを提供しております。主要顧客の取扱製品には、半導体、半導体製造装置、ＡＶ製品（デジタル家電）、輸送機器（自動車関連）、精密機械等があり、当社グループは設計・開発、開発系評価・テスト、品質評価等の業務において人材サービスを提供しております。また、Ｎ＆Ｓソリューション事業につきましては、ＩＴインフラのライフサイクルすべてにおいて、コンサルティングから設計・構築、運用に至るまで、トータルなシステムソリューションを提供しております。

当社の顧客企業が属する自動車・電気機器・半導体等の製造業界におきましては、円安が好調な企業収益を下支えしているものの、アジアや欧州等の海外景気の先行きが不透明な状況が続いております。

他方、情報系エンジニアの派遣先となるＩＴ業界においては、企業収益の改善を背景にＩＴ投資は引き続き堅調に推移しております。

このような事業環境の下、現状の労働市場における顧客企業や求職者のニーズを見極め、付加価値の高い人材サービスを提供するとともに、平成26年10月１日には株式会社ユニテックソフトを吸収合併したことによる人的資源の有効活用を図ることで、収益力強化に努めてまいりました。

当社が今後も持続的な事業成長を実現するためには、当社の主力事業であるエンジニアアウトソーシング事業における売上高の増加が必要不可欠であり、売上高増加のためには技術者数の増加や新しい顧客マーケットの開拓が必要不可欠となります。

その中でも、フィンテック関連の投資額は、2014年には世界で約1.5兆円規模になっており、今後も世界的に大きな成長が期待されております。当社は、その時々に応じた産業の趨勢や時流を読み、それに適合した人材の効率的な育成・派遣を標榜し、従来よりＩＴ関連分野の成長を見越し、プログラマーやシステムエンジニアといったＩＴ関連の技術者派遣を積極的に行ってまいりました。そして当社は、昨今のフィンテック市場の著しい成長は、同市場に多くの当社人材を供給できる好機ととらえております。

また、当社は、優秀な人材を抱え、さらに育成することにより、当社が新規事業として成長分野であるフィンテック関連や最新のＩＴ事業を積極的に手掛けることも予定しております。

具体的には、当社は、仮想通貨をはじめとしたフィンテック関連事業や最新のＩＴテクノロジー領域に関して、事業パートナーとの事業会社設立や共同出資、資本業務提携などを含めた戦略的な取り組みを行うことを予定しており、当該資金について、本第三者割当による調達からの充当を予定しております。この結果、当社はフィンテック関連技術に精通したエンジニアの育成及び派遣のみならず、フィンテックに関する様々なノウハウを獲得するができます。これらにより、2020年までに少なくとも3.5万人程度の規模に成長することが見込まれているフィンテック市場の雇用規模のうち、今後その30%程度の技術者の育成及び派遣を当社より実施することを目標とするとともに、当社の新規事業として、フィンテック等のＩＴ事業を展開してまいります。

国内の金融機関やネット通販会社への活用が見込まれている仮想通貨において、今後一層高まる市場からのニーズに十分に応えるべく、当社から派遣するエンジニアの育成も積極的に展開することを想定しており、ブロックチェーン・テクノロジーに精通したエンジニア育成に向けた教育体制の拡充や設備投資も本第三者割当による調達からの充当を予定しております。

既存の金融機関に代替する仮想通貨をはじめとしたブロックチェーン・テクノロジーやクラウドファウンディング等その他のフィンテック関連領域は利便性が高まり低コストを実現できる一方で、よりセキュアなシステム構築が求められます。これらを包含するフィンテック事業者のニーズを逸することなく、フィンテック事業領域の発展を支えるリーディングカンパニーとなるべく本第三者割当にからの資金調達資金を投資する予定でおります。

また、当社はエンジニアアウトソーシング事業の事業規模拡大を目的として、当該事業におけるＭ＆Ａや業務提携を行っていく予定であります。Ｍ＆Ａの対象としては、エンジニアアウトソーシング事業の分野において、十分な事業規模やエンジニアを有していること、将来に渡って収益を得られると当社が判断する企業を予定しております。

Ｍ＆Ａや業務提携にかかる費用は、先行投資となることからＭ＆Ａや業務提携の機会に迅速に対応していくためにも、これに係る資金をあらかじめ確保しておく必要があると考えております。

したがって、本第三者割当で調達した資金をフィンテック関連事業への新規事業資金及び、事業規模拡大を目的としたＭ＆Ａ資金及び事業提携資金に充当することにより、当社の持続的な事業成長を実現することで、当社の企業価値増大に寄与していくものと判断しております。

（注）　夢真グループの事業セグメント区分及び事業の内容は以下のとおりであります。

（建築技術者派遣事業）

施工管理者及び建築系技術者の派遣、施工図面の作成及び販売を行っております。

（エンジニア派遣事業）

エンジニアの派遣、ソフトウェアの受託開発を行っております。

（人材紹介事業）

建築業及び製造業への人材紹介を行っております。

＜本新株式の発行により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①　フィンテック等のＩＴ関連事業への新規事業資金	100	平成28年６月～ 平成29年６月
②　Ｍ＆Ａ及び業務提携の資金	350	平成28年６月～ 平成29年６月

（注）１．調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。

２．今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々の状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

＜本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途＞

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
①　フィンテック等のＩＴ関連事業への新規事業資金	399	平成28年６月～ 平成29年６月

（注）１．調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。
２．株価低迷等により権利行使が進まない場合は、手元資金での充当にて対応予定です。
３．今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々の状況に応じて、資金の使途又は金額を変更する可能性があります。資金の使途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。

本第三者割当により調達される手取金の使途のより具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

①　フィンテック等のＩＴ関連事業への新規事業資金

フィンテック等のＩＴ関連の事業領域において新たな事業提携や新規事業のための投資資金として約500百万円を見込んでおります。①に記載する資金は新たな市場ニーズであるフィンテック関連事業のテクノロジーやノウハウの取得を主たる目的としており、本目的と合致するものであれば設備開発投資や資本業務提携等、幅広い使途を予定しております。フィンテック等のＩＴ関連の事業領域に関わるものであれば①からの出資を予定しております。

まだ具体的に決まっている案件はありませんが、すでに当社には数件の案件が持ち込まれており、精査している段階であります。

なお、現在は、候補企業のリストアップ、候補企業の書類上における財務調査、当社グループとのシナジー効果等の事業面における検討を実施している段階であるため、具体的な事業構想を記載することができない状況ではありますが、業務提携等が成立・確定した場合には、速やかに開示いたします。

②　Ｍ＆Ａ及び業務提携に関する資金

Ｍ＆Ａの対象としては、上記＜資金調達の目的及び理由＞に記載とおり、当社の主力事業であるエンジニアアウトソーシング事業の分野において、十分な事業規模やエンジニアを持ち、将来に渡って収益を得られると当社が判断する企業を対象にＭ＆Ａ及び業務提携のための資金として350百万円を計画しております。まだ具体的に決まっている案件はありませんが、すでに当社には数件の案件が持ち込まれており、精査している段階であります。また、Ｍ＆Ａ及び業務提携に係る資金として計画している350百万円については、以前に当社が提案を受けた案件の買収金額が約350百万円であったことから同規模の金額を計画しております。

Ｍ＆Ａ及び業務提携に関する資金の350百万円については、Ｍ＆Ａ及び業務提携に関する初期費用等（調査費用、財務・法務相談費用等）やＭ＆Ａ及び業務提携そのものの資金（買収資金や具体的な業務提携の遂行のための資金等）として使用する予定であります。Ｍ＆Ａや業務提携における手法は多様化、複雑化しており、こうしたＭ＆Ａの対象となり得る候補企業に関する情報収集、具体的な候補の発掘、選定、また、実際の交渉、手続等に関する専門家が重要となってきます。加えて、複雑な取引を推進するためには、候補企業に関する法務・会計・税務面における調査を行う必要があり、これらに要する費用に充当する予定です。こうした先行費用は、案件の成否にかかわらず、常に先行して、かつ、継続的に支出することを要するものであり、当社が望むＭ＆Ａを実現するためには不可欠の費用であります。

したがって、具体的なＭ＆Ａ等に係る買収資金として使用するだけでなく、継続的な必要経費（専門家等に依頼する費用）として使用することも予定しております。また、現時点においては、具体的なＭ＆Ａ案件が合意に至っているものはありませんが、平成28年６月～平成29年６月までの期間において充当する予定であります。また、平成28年６月～平成29年６月までの期間内において、当社がＭ＆Ａ案件や業務提携先を見つけることができなかった又は成約に至らず資金を充当できなった場合においても、当社としては引き続き、Ｍ＆Ａ案件や業務提携の発掘を継続していき、Ｍ＆Ａや業務提携が成約した段階で、資金を支出していく意向であります。

なお、現在は、候補企業のリストアップ、候補企業の書類上における財務調査、当社グループとのシナジー効果等の事業面における検討を実施している段階であるため、具体的な事業構想を記載することができない状況ではありますが、Ｍ＆Ａ案件や業務提携が成立・確定した場合には、速やかに開示いたします。

＜資金調達の方法として本第三者割当による新株式および新株予約権発行を選定した理由＞

当社が今後も継続的に収益を確保し、かつ、安定的に成長していくためには、当社の経営課題である技術者の確保及び新しい顧客マーケットの開拓が重要になってきます。そのためには、新卒・中途共に積極的な採用活動を展開するとともに、新しい顧客マーケット開拓の一環として、フィンテック関連事業への新規事業投資を行い、当社の事業拡大を図ることが必要であると判断いたしました。また、既存事業規模の拡大のためには、技術者の確保や新しい顧客マーケットの開拓は重要な経営課題であることから、積極的にＭ＆Ａや業務提携を展開してまいります。

本第三者割当で調達した資金をフィンテック関連事業への新規事業資金並びに事業規模拡大を目的としたＭ＆Ａ資金及び事業提携資金に充当することにより、当社の持続的な事業成長を実現することで、当社の企業価値増大に寄与していくものと判断しております。

当社は、当社の成長戦略において必要となる機動的な資金調達を見込め、当社の成長戦略及び資金需要の必要性、時期並びに経営方針、将来的な目標をご理解いただける割当先を模索してまいりました。資金調達の方法としては、事業規模の拡大を目的とし、成長戦略に基づく先行投資という資金使途の性質やこれ以上の負債比率の上昇は好ましくないとの理由から、間接金融ではなく、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による資金調達の代表的な方法として公募増資という方法もありますが、調達に要する時間及びコストも第三者割当による新株式及び新株予約権の発行より割高であることから、現時点における資金調達方法としては合理的でないと判断いたしました。

その一方で、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速にかつ確実に調達することができるとともに、本新株予約権の発行により割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、当社及び当社既存の株主にとっても、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断して採用いたしました。なお、当初の計画どおりに、本新株予約権の行使による資金調達を行うことができない場合、成長戦略に係る資金の支出予定時期を調整するとともに別途資金調達を検討することにより対応する予定であります。

（本新株予約権の特徴）

本新株予約権の特徴は、次のとおりとなります。

＜メリットとなる要素＞

① 本新株予約権は、発行当初から行使価額は1,052円で固定されており、行使価額修正条項付きのいわゆるＭＳＣＢやＭＳワラントとは異なり、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の目的となる株式の総数についても、発行当初から380,200株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額および割当株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

② 本新株予約権には、上述「４　新規発行新株予約権証券（第４回新株予約権証券）　(2) 新株予約権の内容等」の「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に記載のとおり、本新株予約権の割当日から６ヶ月を経過した日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日を決議することができます。

③ 本新株予約権には、当該権利の譲渡が禁止される旨の制限が付されております。

＜デメリットとなる要素＞

① 本新株予約権の行使が進んだ場合、380,200株の新株式が交付されるため、既存株式の希薄化が生じることになります。

② 新株予約権の行使が進まない可能性

当社株価が行使価額を下回って推移している場合には、本新株予約権の行使が進まず当社の予定する資金調達が十分に行えない可能性があります。

③ 当社の株価が下落する可能性

割当予定先であるS&BROTHERS PTE.LTDは、本新株予約権の行使によって取得した当社普通株式について市場において売却する可能性があります。この場合、当社の株価が下落する可能性があります。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

１【割当予定先の状況】

割当予定先１

ａ．割当予定先の概要	名称		S&BROTHERS PTE.LTD
	本店の所在地		70 ANZON ROAD #11-01 HUB SYNERGY POINT SINGAPORE
	代表者の役職及び氏名		DIRECTOR JUNSUKE HONDA
	資本金		SGD 150,000
	事業の内容		経営合理化に関するコンサルティング 有価証券及び債権の調査、投資、保有及び運用　等
	主たる出資者及びその出資比率		JUNSUKE HONDA　100%
ｂ．提出者と割当予定先との間の関係（注）	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有する当社株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		該当事項はありません。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引等関係		該当事項はありません。

（注）　提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

割当予定先２

ａ．割当予定先の概要	名称		株式会社岩本組
	本店の所在地		東京都千代田区富士見町二丁目７番２号 飯田橋プラーノステージビルディング９階
	代表者の役職及び氏名		代表取締役社長　　清水　義典
	資本金		20,000,000円
	事業の内容		建築総合工事請負業
	主たる出資者及びその出資比率		有限会社佐藤総合企画　100%
ｂ．提出者と割当予定先との間の関係（注）	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有する当社株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		当社取締役である佐藤大央が、当該会社の取締役、及び、出資者である有限会社佐藤総合企画の代表取締役を務めております。当社の監査役である松浦秀雄が、当該会社の取締役を務めております。当社の監査役である田中義男が、当該会社の監査役を務めております。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引等関係		該当事項はありません。

（注）　提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

割当予定先３

ａ．割当予定先の概要	名称		株式会社エンデバー・パートナー
	本店の所在地		東京都中央区銀座六丁目７番16号
	代表者の役職及び氏名		代表取締役　　佐藤　大央
	資本金		9,000,000円
	事業の内容		投資事業
	主たる出資者及びその出資比率		有限会社佐藤総合企画　100%
ｂ．提出者と割当予定先との間の関係（注）	出資関係	当社が保有する割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有する当社株式の数	該当事項はありません。
	人事関係		当社取締役である佐藤大央が、当該会社の代表取締役、及び、当該会社の出資者である有限会社佐藤総合企画の代表取締役を務めております。 当社の取締役である佐藤眞吾が、当該会社の取締役を務めております。 当社の監査役である松浦秀雄が、当該会社の取締役を務めております。
	資金関係		該当事項はありません。
	技術又は取引等関係		該当事項はありません。

（注）　当社と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

割当予定先４

ａ．割当予定先の概要	氏名	本山　佐一郎
	住所	神奈川県三浦郡
	職業の内容	会社役員
ｂ．提出者と割当予定先との間の関係（注）	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	当社の代表取締役社長であります。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

（注）　提出者と割当予定先との間の関係の欄は、本届出書提出日現在におけるものであります。

ｃ．割当予定先の選定理由

当社は本資金調達において、複数の投資家候補の中から割当予定先を選定するに当たり、当社の経営方針・経営戦略、資金需要および資金調達の時期等、当社の状況を理解していただける割当予定先であるかどうかを重視し、検討を行ってまいりました。

このような状況の中、当社は平成27年10月頃に、アドバイザリー業務を事業として展開している株式会社ＡＤＣＣ－ＦＡＳ（東京都千代田区九段北一丁目15番12号　代表取締役　星野智之　以下「ＡＤＣＣ－ＦＡＳ」といいます。）から、かねてよりファイナンスに関する営業を受けていたことから、代表取締役社長である星野智之氏とコンタクトを取り、話を進めることといたしました。ＡＤＣＣ－ＦＡＳ及び代表取締役社長である星野智之氏は、上場企業の第三者割当におけるアドバイザリー業務や引受業務で実績があり、また、引受先となる投資家とのネットワークを保有していること、及び、ファイナンスに関する豊富な経験と知識を有することから、当社のファイナンシャル・アドバイザーとして助言をいただくことといたしました。平成27年11月頃、当社は、ＡＤＣＣ－ＦＡＳに対し、当社の経営方針・経営戦略に理解を示していただける投資家の紹介を依頼し、平成28年１月頃、割当予定先であるS&BROTHERS PTE.LTDの代表者であるJUNSUKE HONDA氏の紹介を受け、同社と協議を実施いたしました。当社は同社に対して、当社の経営方針・経営戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただきました。その上で、当社は同社から、株価や既存株主の利益に充分に配慮しながら必要資金を調達したいという当社のニーズを充足し得る資金調達手法として、新株式及び新株予約権を同社に割り当てる手法の提案を受けました。この提案内容は、当社が事業規模の拡大を目的とし、経営方針・経営戦略に基づく先行投資を行うという資金使途の性質に合致するとともに、資金調達の実現性の観点からも優れたものでございました。また、本新株式と本新株予約権の発行を組み合わせた今回の資金調達のスキームは、本新株式の発行により、財務体質の強化を図り、事業成長のための一定額を迅速かつ確実に調達することができるとともに、本新株予約権の発行により、割当予定先が当社に対して段階的に投資を行うことができるように配慮したものであります。加えて、本新株予約権は一度に大量の新株式を発行しないため、既存株式の希薄化が段階的に進む点で優位性があると判断いたしました。以上より、当社は、同社を割当予定先として選定いたしました。

また、株式会社岩本組（以下、「岩本組」といいます。）及び株式会社エンデバー・パートナー（以下、「エンデバー・パートナー」につきましては、当社取締役の佐藤大央が、岩本組及びエンデバー・パートナーの100%出資の大株主である有限会社佐藤総合企画の代表取締役を務めている会社であります。岩本組及びエンデバー・パートナーは、２年以内に売却する意向はなく、２年以上の中長期間に渡り保有する方針であることを口頭にて確認しており、経営の安定度の向上、敵対的買収の防止等の理由により既存株主に配慮した資本政策を進める目的から割当予定先として選定いたしました。

さらに、本山佐一郎につきましては、当社の役員として、当社の経営方針・経営戦略、資金需要及び資金調達の必要となる時期等を十分に理解しており、また、今後も当社の企業価値向上のため中心的な役割を果たし、より一層経営に関する責務を果たしていただけるものと期待して選定いたしました。

ｄ．割り当てようとする株式の数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
S&BROTHERS PTE.LTD	新株　95,000株 新株予約権　3,802個 （その目的となる株式　380,200株）
株式会社岩本組	新株　237,600株 新株予約権　－個 （その目的となる株式　－株）
株式会社エンデバー・パートナー	新株　95,000株 新株予約権　－個 （その目的となる株式　－株）
本山　佐一郎	新株　3,000株 新株予約権　－個 （その目的となる株式　－株）

ｅ．株券等の保有方針

当社は、割当予定先であるS&BROTHERS PTE.LTDより株式の保有方針について、S&BROTHERS PTE.LTDが当社の新株式及び新株予約権を引き受ける理由はあくまで純投資であり、キャピタルゲインの獲得のみを目的としているため、当社の株価の動向によりある水準のキャピタルゲインが得られる場合には、当社株式及び新株予約権の行使によって入手した当社株式を市場で売却する意向でありますが、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行う意向であることの説明を口頭で受けております。

また、他の割当予定先である岩本組、エンデバー・パートナー、本山佐一郎の保有方針につきましては、２年以内に売却する意向はなく、２年以上の中長期間に渡り保有する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、当社は各割当予定先が本新株式の全部又は一部を第三者に譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を、当社に書面により報告する旨、及び、当社が当該報告内容等を株式会社東京証券取引所に報告し、当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を受領する予定であります。

ｆ．払込みに要する資金等の状況

割当予定先であるS&BROTHERS PTE.LTDからは、平成28年３月28日付でユナイテッド・オーバーシーズ銀行（所在国：シンガポール）の267百万円の資金証明書を入手し、本新株式及び本新株予約権の発行に係る資金については、資金面で問題がないことを確認しております。また、本新株予約権の行使に係る資金の全額を現時点で有していることは確認できておりませんが、S&BROTHERS PTE.LTDからは、本新株式及び新株予約権の一部を行使して取得した当社株式を市場で売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して、本新株予約権の行使に必要な資金を調達することが可能である旨を口頭で確認しており、資金面で問題はないと判断しております。

割当予定先である岩本組につきましては、100%出資の大株主である有限会社佐藤総合企画から岩本組へ金銭消費貸借契約により本第三者割当を充足する資金が振り込まれていることを金銭消費貸借契約書並びに岩本組の預金通帳の写しにより確認しており、資金面で問題がないことを確認しております。

割当予定先であるエンデバー・パートナーにつきましては、岩本組と同様に100%出資の大株主である有限会社佐藤総合企画からエンデバー・パートナーへ金銭消費貸借契約により本第三者割当を充足する資金が振り込まれていることを金銭消費貸借契約書並びにエンデバー・パートナーの預金通帳の写しにより確認しており、資金面で問題がないことを確認しております。

割当予定先である本山佐一郎につきましては、平成28年４月１日に提示を受けた預金通帳の写しから当該株式の引受に必要な原資があることを確認しております。また、当該資金が自己資金であることを口頭にて確認しており、資金面で問題がないことを確認しております。

以上のことから、すべての割当予定先より資金証明書を入手しており、各割当予定先の資金面について、問題はないと判断しております。

ｇ．割当予定先の実態

当社は、企業調査等を業務内容としている、第三者機関である民間調査会社（株式会社ＴＭＲ：代表取締役社長　高橋新治：東京都千代田区神田錦町三丁目15番　以下「ＴＭＲ」といいます。）に対し、割当予定先が反社会的勢力との関係を有していないかの調査を委託しており、割当予定先であるS&BROTHERS PTE.LTD、岩本組、エンデバー・パートナー、及び岩本組、エンデバー・パートナーの大株主である有限会社佐藤総合企画が反社会的勢力と一切関係のないこと、また、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）に該当せず、かつ、特定団体等とは一切関係がないことを当社として確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。なお、割当予定先であるS&BROTHERS PTE.LTDにつきましては、反社会的勢力との関係を有していないかどうかの調査に加えて、実在しているかどうかの調査も併せて委託しており、当社として実在していることを確認しております。

また、本新株式の割当先である本山佐一郎、佐藤眞吾については、当社の役員ではありますが、他の割当予定先と同様に、ＴＭＲに対して反社会的勢力との関係を有していないかの調査を委託いたしました。結果、同名らが暴力団等の反社会的勢力等とは一切関係がないことを当社して確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

２【株券等の譲渡制限】

本新株予約権には当該権利の譲渡については当社取締役の承認を要するものとする制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを防げません。

また、本新株式について該当事項はありません。

３【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株式

発行価格は、株式会社東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準とし、各割当予定先との間で協議を重ねた結果、直前営業日の終値と同額である1,052円といたしました。

また、本新株式の発行価格1,052円は本調達に係る取締役会決議日の前日までの最近１ヶ月平均1,087円に対しては3.24%のディスカウント、前日までの最近３ヶ月平均968円に対しては8.65%のプレミアム、前日までの最近６ヶ月平均928円に対しては13.39%のプレミアムとなっております。

発行価格を株式会社東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社普通株式の終値を基準とした経緯としましては、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年４月１日付）（以下「日証協指針」といいます。）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その発行価格は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価格）を基準として決定することとされているため、これに従い、当社取締役会決議日の直前営業日の終値を発行価格の基準といたしました。

以上のことから、当社取締役会においては、今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、本新株式の発行価額は、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

また、当社の監査役３名のうち、松浦秀雄を除く２名（うち１名は社外監査役）も、本新株式の発行は、取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであることから、特に有利な払込金額には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。なお、当社監査役である松浦秀雄は第三者割当予定先の一つである株式会社岩本組及び株式会社エンデバー・パートナーの取締役であり、特別の利害関係を有するおそれがあるため、当該監査役２名による意見表明には参加しておりません。

そして、当社取締役会は、監査役２名から上記意見表明も踏まえ、特別利害関係を有する取締役以外の全取締役の賛同の下、本新株式の発行を決議しております。なお、当社代表取締役である本山佐一郎、当社取締役である佐藤眞吾及び佐藤大央は、特別の利害関係を有するため、本新株式の発行決議に参加しておりません。

② 本新株予約権

本新株予約権の発行価額の公正価値の算定には、他の上場企業の第三者割当増資における公正価値の算定実績をもとに選定した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表者：代表取締役社長　能勢元）に依頼し、本新株予約権の評価報告書を取得いたしました。

また、当該機関の公正価値の算定については、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価の推移、当社普通株式の株価変動性（ボラティリティ）、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、ストック・オプション等に関する会計基

準の適用指針でも参照されている離散型時間モデルの一つであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定方法を採用しております。

なお、当該機関による算定の条件として、基準となる当社株価1,052円（平成28年５月６日の終値）、権利行使価額1,052円、ボラティリティ23.21%（平成27年４月から平成28年４月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間１年、リスクフリーレート－0.266%（評価基準日における中期国債レート）、配当率3.80%、当社による取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権１個につき1,629円との結果を得ております。

本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である1,052円といたしました。行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

また、本新株予約権の行使価格1,052円は本調達に係る取締役会決議日の前日までの最近１ヶ月平均1,087円に対しては3.24%のディスカウント、前日までの最近３ヶ月平均968円に対しては8.65%のプレミアム、前日までの最近６ヶ月平均928円に対しては13.39%のプレミアムとなっております。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載いたします。

ⅰ．割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日（平成29年５月25日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

ⅱ．取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われる可能性があることから、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、取得条項を発動するとの前提を置いております。具体的には、代替資金調達コストは修正ＣＡＰＭにより算定した株主資本コスト4.73%に当社の想定格付けから推定した信用コスト分7.01%を加えた11.74%としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額1,052円に代替資金調達コスト分123円を加えた1,175円としております。なお、当社は、取得条項がない場合についても、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

ⅲ．株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株式を発行することによる、１株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。
行使後の株価＝（行使時株価×発行済株式総数＋行使価額×行使による発行株式数）／（発行済株式総数＋行使による発行株式数）

ⅳ．株式の流動性については、全量行使で取得した株式を１営業日あたり770株（最近１年間の日次売買高の中央値である7,700株の10%）ずつ売却することができる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%～20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価額への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから、日次売買高の10%という数値を採用しており、このような前提は妥当であると考えております。

ⅴ．その上で、当社は本新株予約権の公正価値（１個当り1,629円）と本新株予約権の払込金額（１個当り1,629円）を比較し、本新株予約権を公正価値で発行することから、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役３名（うち２名は社外監査役）全員から、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社は、当社と取引関係になく当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。そして、当社取締役会においては、監査役３名から上記意見表明についての説明を受け、取締役全員の賛同のもと、本新株予約権の発行を決議しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株式及び本新株予約権発行に係る潜在株式数は、それぞれ430,600株及び380,200株の合計810,800株（議決権個数は8,108個）であり、平成27年９月30日現在の当社発行済株式総数5,712,000株に対して14.19%、同日現在

の議決権総数57,120個に対しては14.19%となります。そのため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行により、一定の希薄化が生じることになります。

しかしながら本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達は、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

また、割当予定先であるS&BROTHERS PTE.LTDは、本新株式の割当及び本新株予約権を行使して取得した当社株式（475,200株）を中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近１か月間の１日当たりの平均出来高は30,917株、直近３か月間の１日当たりの平均出来高は21,949株、直近６か月間の１日当たりの平均出来高は17,129株、となっており、一定の流動性を有しております。また、S&BROTHERS PTE.LTDが本新株式及び本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数475,200株を本新株予約権の行使期間である１年間（245日／年営業日で計算）で売却すると仮定した場合の１日当たりの数量は1,939株（小数点以下切捨て）となり、上記直近１か月間の１日当たりの平均出来高の6.27%、直近３か月間の１日当たりの平均出来高の8.83%、直近６か月間の１日当たりの平均出来高の11.32%となるため、これらの売却が市場内で短期間に行われた場合には、市場で流通する当社株式の株価に影響を与える可能性があります。しかしながら、割当予定先であるS&BROTHERS PTE.LTD、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うことを口頭で表明していることから、当社株式の流通市場における株価への影響は限定的なものになると考えられます。

(3) 支配株主との取引等に関する事項

① 支配株主との取引等の該当性および少数株主保護の方策に関する指針への適合状況

割当先である株式会社岩本組及び株式会社エンデバー・パートナーは、形式的には「支配株主その他施行規則に定める者」には当たりませんが、両者はともに、当社の親会社である夢真ホールディングスの代表取締役である佐藤眞吾氏及びその近親者が議決権のすべてを保有する有限会社佐藤綜合企画の完全子会社であるため、本第三者割当については支配株主との重要な取引等に準ずるものとして取り扱っております。

当社が平成27年12月24日に開示したコーポレートガバナンス報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」として、支配株主との取引については、一般の取引と同様の適切な条件による取引を基本方針としていることを記載しております。当社は下記、②公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項に記載のとおり、本第三者割当について、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じたうえで、本第三者割当の条件を決定しており、かかる決定に基づき本第三者割当を行う予定です。かかる対応の結果、本第三者割当は上記の当社の「支配株主との取引等の該当性および少数株主保護の方策に関する指針」に適合していると考えております。

② 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項

上記①「支配株主との取引等の該当性および少数株主保護の方策に関する指針への適合状況」に記載のとおり、本第三者割当は、当社にとって支配株主との取引等に該当するものとして取り扱うことから、当社は公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が必要であると判断し、一般の取引と同様の適切な条件による取引を基本とし、取引内容及び条件の妥当性等について当社取締役会で審議の上決定しており、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応しております。なお、本第三者割当における取締役会において、当社代表取締役である本山佐一郎、当社取締役である佐藤眞吾及び佐藤大央は、特別の利害関係を有するため、本新株式の発行決議に参加しておりません。また、当社監査役である松浦秀雄は第三者割当予定先の一つである株式会社岩本組及び株式会社エンデバー・パートナーの取締役であり、特別の利害関係を有するおそれがあるため、当該監査役２名による意見表明には参加しておりません。こうした措置を講じることにより、公正性を担保し、利益相反を回避したうえで判断をしております。

③ 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

本第三者割当における新株式の発行について、支配株主と利害関係のない当社の社外監査役（横山彰彦氏）から、(ⅰ)当社において、本第三者割当で調達した資金をフィンテック等のＩＴ関連事業への新規事業資金（バイクリメンツとの資本業務提携を含む）、及び、事業規模拡大を目的としたＭ＆Ａ資金及び事業提携資金に充当することは、当社の持続的な事業成長を実現することに寄与し、ひいては、当社の企業価値増大、さらには、親会社である夢真ホールディングスの企業価値増大に寄与していくものであること、(ⅱ)株式の発行価格について、日本証券業協会「第三者割当増資の取扱いに関する指針」（平成22年４月１日付）（以下「日証協指針」といいます。）によれば、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その発行価格は、原則として、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格（直前日における売買がない場合は、当該直前日から遡った直近日の価格）を基準として決定することとされているため、本第三者割当における新株式の発行価格が株式会社東京証券取引所ＪＡＳＤＡＱ市場における本第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準に決定されていることは、客観的であり合理性が認められること、(ⅲ)本第三者割当の決定に至る手続きは、各割当予定先との交渉を

得て慎重に行われており、取締役会における本第三者割当に関する議案の審議及び決議は利害関係を有しない取締役によってなされていることから、手続きは公正にされていると認められ、本第三者割当の決定は、少数株主にとって不利益なものではないと認められることから、本第三者割当における新株式の割り当ては、少数株主にとって不利益なものではないとの意見書を入手しております。

したがって、本第三者割当は、当社の企業価値及び株主価値を向上させ、将来の業績向上や株価への貢献により既存株主様の利益にもつながるものと考えており、本新株式及び本新株予約権の発行による発行数量及び希薄化の規模は一定の合理性を有しているものと判断致しました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当による新株及び新株予約権発行に係る潜在株式数は、それぞれ430,600株および380,200株の合計810,800株（議決権個数は8,108個）であり、平成27年９月30日現在の当社発行済株式総数5,712,000株に対して14.19%、同日現在の議決権総数57,120個に対しては14.19%となるため、本第三者割当による新株式及び新株予約権の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令　第２号様式　記載上の注意（23－６）」に該当する大規模な第三者割当による新株式および新株予約権の発行に該当いたしません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

(1) 本新株式割当後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
株式会社夢真ホールディングス	東京都千代田区丸の内１丁目4-1	3,993,400	69.92%	3,993,400	65.02%
株式会社岩本組	東京都千代田区富士見町二丁目７番２号	－	－	237,600	3.87%
夢テクノロジー従業員持株会	東京都千代田区丸の内１丁目4-1	110,200	1.93%	110,200	1.79%
S&BROTHERS PTE.LTD	70 ANZON ROAD #11-01 HUB SYNERGY POINT SINGAPORE	－	－	95,000	1.55%
株式会社エンデバー・パートナー	東京都中央区銀座六丁目７番16号	－	－	95,000	1.55%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町１丁目２番10号	71,900	1.26%	71,900	1.17%
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木１丁目６番１号	41,600	0.73%	41,600	0.68%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川１丁目14番１号	24,600	0.43%	24,600	0.40%
岡本　章	兵庫県三田市	20,000	0.35%	20,000	0.33%
山本　英明	北海道釧路市	20,000	0.35%	20,000	0.33%
計	－	4,281,700	74.97%	4,709,300	76.68%

（注）１．上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
２．平成27年９月末日時点の株主名簿を基にして作成しております。
３．議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は平成27年９月末日現在の株主名簿に基づき800株であります。

（2）本新株式割当および本新株予約権全部行使後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数（株）	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
株式会社夢真ホールディングス	東京都千代田区丸の内１丁目4-1	3,993,400	69.92%	3,993,400	61.23%
S&BROTHERS PTE.LTD	70 ANZON ROAD #11-01 HUB SYNERGY POINT SINGAPORE	－	－	475,200	7.29%
株式会社岩本組	東京都千代田区富士見町二丁目７番２号	－	－	237,600	3.64%
夢テクノロジー従業員持株会	東京都千代田区丸の内１丁目4-1	110,200	1.93%	110,200	1.69%
株式会社エンデバー・パートナー	東京都中央区銀座六丁目７番16号	－	－	95,000	1.46%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町１丁目２番10号	71,900	1.26%	71,900	1.10%
株式会社ＳＢＩ証券	東京都港区六本木１丁目６番１号	41,600	0.73%	41,600	0.64%
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川１丁目14番１号	24,600	0.43%	24,600	0.38%
岡本　章	兵庫県三田市	20,000	0.35%	20,000	0.31%
山本　英明	北海道釧路市	20,000	0.35%	20,000	0.31%
計	－	4,281,700	74.97%	5,089,500	78.04%

（注）１．上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。
２．平成27年９月末日時点の株主名簿を基にして作成しております。
３．議決権を有しない株式として発行済株式総数から控除した株式数は平成27年９月末日現在の株主名簿に基づき800株であります。
４．割当予定先であるS&BROTHERS PTE.LTDの割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。

６【大規模な第三者割当の必要性】
該当事項はありません。

７【株式併合等の予定の有無及び内容】
該当事項はありません。

８【その他参考になる事項】
該当事項はありません。

第４【その他の記載事項】
該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第１【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第２【統合財務情報】

該当事項はありません。

第３【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

１．事業等のリスク

後記「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書（第27期）及び四半期報告書（第28期第１四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年５月９日）までの間において、変更はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日（平成28年５月９日）現在においてもその判断に変更はありません。

２．臨時報告書の提出

「第四部　組込情報」に記載の有価証券報告書（第27期事業年度）の提出日以降、本届出書の提出日（平成28年５月９日）までの間において、以下の臨時報告書を提出しております。

（平成27年12月18日提出　臨時報告書）

１．提出理由

平成27年12月16日開催の当社第27期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

２．報告内容

(1) 定時株主総会が開催された年月日

平成27年12月16日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

１．期末配当に関する事項

当社普通株式１株につき金25円

配当総額142,800,000円

２．効力発生日

平成27年12月17日

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更案第30条第２項及び第38条第２項の一部を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

現行定款	変更案
（取締役の責任免除） 第30条　（条文省略） ②　当会社は会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	（取締役の責任免除） 第30条　（現行どおり） ②　当会社は会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第１項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
（監査役の責任免除） 第38条　（条文省略） ②　当会社は会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。	（監査役の責任免除） 第38条　（現行どおり） ②　当会社は会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、同法第423条第１項の行為に関する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

第３号議案　取締役６名選任の件

取締役として、本山佐一郎、金子壮太郎、川下敏久、佐藤眞吾、佐藤大央、片野裕之の６名を選任するものであります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役として、松浦秀雄を選任するものであります。

第５号議案　会計監査人選任の件

会計監査人として、太陽有限責任監査法人を選任するものであります。

（3）決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数（個）	反対数（個）	棄権数（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（%）
第１号議案 剰余金処分の件	46,243	87	0	（注）１	99.8
第２号議案 定款一部変更の件	46,254	76	0	（注）２	99.8
第３号議案 取締役６名選任の件				（注）３	
佐藤　眞吾	46,098	232	0		99.5
金子　壮太郎	46,149	181	0		99.6
川下　敏久	46,106	224	0		99.5
佐藤　大央	46,100	230	0		99.5
本山　佐一郎	46,083	247	0		99.5
片野　裕之	46,008	322	0		99.3
第４号議案 監査役１名選任の件				（注）３	
松浦　秀雄	46,033	297	0		99.4
第５号議案 会計監査人選任の件	46,189	141	0	（注）１	99.7

（注）１　出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
２　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成です。
３　議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使の議決権の数及び当日出席の一部の株主から各議案の賛成、反対及び棄権の確認ができた議決権の数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算していません。

３．最近の業績の概要

第28期第２四半期会計期間（自　平成27年10月１日　至　平成28年３月31日）及び第28期第２四半期累計期間（自　平成27年10月１日　至　平成28年３月31日）の業績の概要

平成28年５月６日開催の当社取締役会において決議された第28期第２四半期会計期間（自　平成27年10月１日　至　平成28年３月31日）及び第28期第２四半期累計期間（自　平成27年10月１日　至　平成28年３月31日）に係る四半期財務諸表は以下のとおりであります。

但し、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期財務諸表

（１）四半期貸借対照表

（単位：千円）

	前事業年度 (平成27年９月30日)	当第２四半期会計期間 (平成28年３月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,490,255	1,658,857
受取手形及び売掛金	649,059	782,449
その他	204,981	213,746
貸倒引当金	△66	△79
流動資産合計	2,344,230	2,654,975
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	17,539	26,300
工具、器具及び備品（純額）	8,699	12,763
有形固定資産合計	26,238	39,064
無形固定資産	14,747	13,076
投資その他の資産		
投資有価証券	508,942	426,410
敷金及び保証金	47,458	53,673
その他	3,050	2,584
投資その他の資産合計	559,451	482,667
固定資産合計	600,437	534,809
資産合計	2,944,667	3,189,784
負債の部		
流動負債		
短期借入金	―	200,000
1年内返済予定の長期借入金	60,000	50,000
未払金	40,350	56,550
未払費用	284,073	327,463
未払法人税等	122,332	54,805
未払消費税等	135,500	78,589
賞与引当金	149,537	165,424
その他	72,807	170,574
流動負債合計	864,601	1,103,407
固定負債		
長期借入金	45,000	25,000
退職給付引当金	218,189	236,621
その他	712	712
固定負債合計	263,902	262,334
負債合計	1,128,503	1,365,742
純資産の部		
株主資本		
資本金	869,650	869,650
資本剰余金	346,606	346,606
利益剰余金	641,768	655,631
株主資本合計	1,858,024	1,871,888
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△42,669	△48,654
評価・換算差額等合計	△42,669	△48,654
新株予約権	807	807
純資産合計	1,816,163	1,824,041
負債純資産合計	2,944,667	3,189,784

（２）四半期損益計算書
（第２四半期累計期間）

（単位：千円）

	前第２四半期累計期間 (自　平成26年10月１日 至　平成27年３月31日)	当第２四半期累計期間 (自　平成27年10月１日 至　平成28年３月31日)
売上高	2,265,437	2,756,718
売上原価	1,687,939	2,041,703
売上総利益	577,497	715,015
販売費及び一般管理費	338,129	506,278
営業利益	239,368	208,737
営業外収益		
受取利息	558	155
受取配当金	3,016	―
投資有価証券売却益	986	4,974
賞与引当金戻入額	8,991	―
その他	869	815
営業外収益合計	14,422	5,945
営業外費用		
支払利息	1,321	932
投資事業組合運用損	1,022	1,037
債権売却損	580	610
投資有価証券売却損	―	6,186
その他	216	7
営業外費用合計	3,141	8,773
経常利益	250,648	205,909
特別損失		
固定資産除却損	2,880	529
特別損失合計	2,880	529
税引前四半期純利益	247,768	205,379
法人税、住民税及び事業税	41,579	49,644
法人税等調整額	65,840	△928
法人税等合計	107,419	48,715
四半期純利益	140,349	156,663

（３）四半期財務諸表に関する注記事項

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記）

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

Ⅰ　前第２四半期累計期間（自 平成26年10月１日　至 平成27年３月31日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント		合　　計
	エンジニアアウトソーシング事業	Ｎ＆Ｓソリューション事業	
売上高			
外部顧客への売上高	1,965,340	300,097	2,265,437
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－
計	1,965,340	300,097	2,265,437
セグメント利益	222,843	16,525	239,368

（注）セグメント利益の合計金額は四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

当社は、平成26年10月１日付で当社を存続会社、株式会社ユニテックソフトを消滅会社とする吸収合併をいたしました。この結果、のれんが発生しておりますが、金額が僅少であるため「エンジニアアウトソーシング事業」「Ｎ＆Ｓソリューション事業」セグメントにおいて、発生時の費用として第１四半期会計期間で一括償却しております。

Ⅱ　当第２四半期累計期間（自 平成27年10月１日　至 平成28年３月31日）

１．報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

（単位：千円）

	報告セグメント		合　　計
	エンジニアアウトソーシング事業	Ｎ＆Ｓソリューション事業	
売上高			
外部顧客への売上高	2,420,835	335,883	2,756,718
セグメント間の内部売上高又は振替高	－	－	－
計	2,420,835	335,883	2,756,718
セグメント利益	190,816	17,920	208,737

（注）セグメント利益の合計金額は四半期損益計算書の営業利益と一致しております。

２．報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第27期）	自　平成26年10月１日 至　平成27年９月30日	平成27年12月17日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第28期第１四半期）	自　平成27年10月１日 至　平成27年12月31日	平成28年２月15日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」Ａ４－１に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第１【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年12月14日

株式会社夢テクノロジー
　取締役会　御中

監査法人和宏事務所

代表社員
業務執行社員　公認会計士　大嶋　豊　㊞

代表社員
業務執行社員　公認会計士　髙木快雄　㊞

＜財務諸表監査＞
　当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社夢テクノロジーの平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社夢テクノロジーの平成27年９月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

＜内部統制監査＞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第２項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社夢テクノロジーの平成27年９月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社夢テクノロジーが平成27年９月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年２月10日

株式会社夢テクノロジー

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大兼　宏章　印

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田村　知弘　印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社夢テクノロジーの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第28期事業年度の第1四半期会計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成27年10月1日から平成27年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社夢テクノロジーの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

その他の事項

会社の平成27年9月30日をもって終了した前事業年度の第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間に係る四半期財務諸表並びに前事業年度の財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期財務諸表に対して平成27年2月12日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該財務諸表に対して平成27年12月14日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１　上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２　XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。